

第一種特定鳥獣保護計画 ーツキノワグマー

(平成29年4月1日から平成34年3月31日まで)

京 都 府

目 次

1	保護管理すべき鳥獣の種類	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象地域	1
	(1) 対象地域	1
	(2) 地域個体群	1
4	計画策定の目的と背景	2
	(1) 目的	2
	(2) 背景	2
5	クマをとりまく現状	3
	(1) 生息状況	3
	(2) 生息環境	3
	(3) 出没状況	4
	(4) 捕獲状況	4
	(5) 被害状況	5
6	これまでの取組みと評価	5
	(1) これまでの取組み	5
	(2) 評価	5
7	保護の目標	5
8	保護の目標を達成するための基本的な考え方	5
9	保護の目標を達成するための方策	6
	(1) 個体数管理	6
	(2) 生息環境管理と被害防除	6
	(3) 錯誤捕獲の防止	7
	(4) 近隣府県との連携	7
10	その他保護管理のために必要な事項	7
	(1) モニタリング	7
	(2) 普及啓発	8
	(3) 計画の実施体制	8

1 保護管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ

2 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

3 計画の対象地域

(1) 対象地域

京都府全域（但し、国指定の冠島・沓島鳥獣保護区（舞鶴市）は除く）

(2) 地域個体群

府内に分布するツキノワグマ（以下、クマ）は、環境省の特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）2010年3月発行（以下、環境省ガイドライン）によると、図1のとおり近畿北部地域個体群に区分される。また、国立開発研究法人森林総合研究所の研究では、府内の個体群は由良川を境として東西2つの系統の存在が明らかになっている。このため、由良川を境に近畿北部地域個体群の西側を北近畿西部個体群、東側を北近畿東部個体群とし、府内に分布するクマは以下のとおり丹後個体群と丹波個体群とする（図2）。

ア 丹後個体群（由良川より西側）

〈関係市町4市2町〉福知山市（由良川以西・以南）、宮津市、舞鶴市（由良川以西）、京丹後市、与謝野町、伊根町

イ 丹波個体群（由良川より東側）

〈関係市町6市1町〉京都市、亀岡市、南丹市、綾部市、福知山市（由良川以东・以北）、舞鶴市（由良川以东）、京丹波町

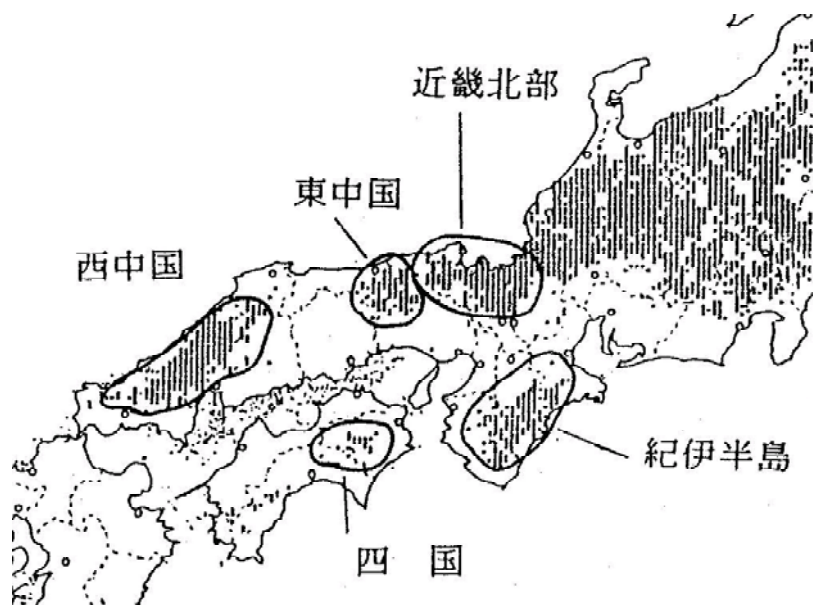


図1 クマの分布状況

（平成10年度クマ類の生息実態等緊急調査報告、自然環境研究センターより）

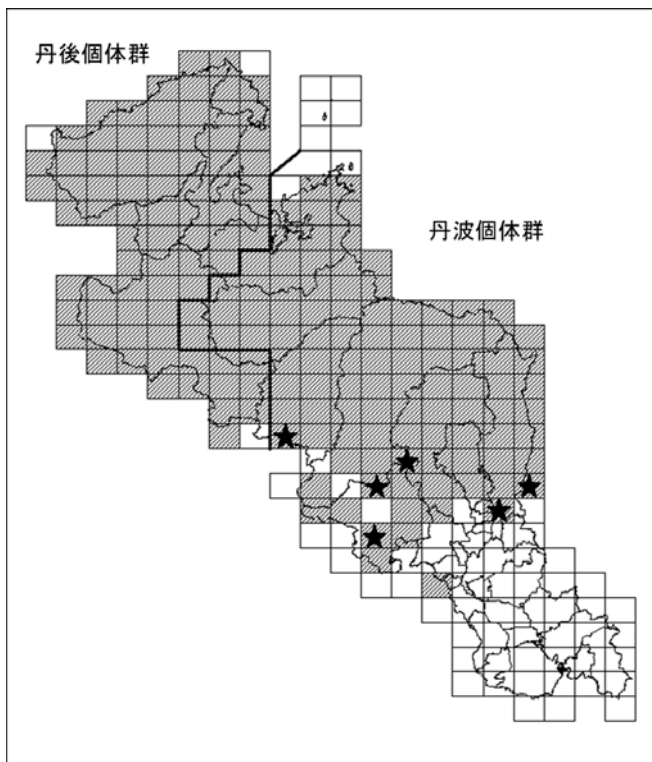


図2 京都府のクマの分布状況
 (本図は環境省第6回自然環境基礎調査(2004)又は京都府目撃情報(2006～2015)で2回以上目撃情報のあった地点から作図、★は前期計画から増えた地点)

4 計画策定の目的と背景

(1) 目的

地域住民や農林業者、行政、研究者など多様な主体の連携のもと、科学的・計画的な保護管理により、人とクマとの共存を目標として、人身被害の回避及び農林業被害の軽減を図るとともに、クマの地域個体群の長期に渡る安定的維持を図ることを目的とする。

(2) 背景

府内に分布するクマは、平成8～12年度の調査により生息数は200～500頭と推定され、平成14年度には京都府レッドデータブックにおいて絶滅寸前種に区分された。このため本府では、平成14年度からクマの狩猟を禁止し、学習放獣を行うなど保護施策を実施してきた。この結果、平成27年度の推定生息数は約940頭と推定され、増加傾向にあることから保護施策による成果が得られている。一方、近年では毎年目撃件数が多い状況が続いており、農林業被害だけでなく生活被害や人身被害も深刻な状況であるため、被害軽減の対策が課題となっている。

平成8～14年度の調査結果を踏まえ、平成16年5月に第1期の特定鳥獣保護管理計画―ツキノワグマ―を策定して以降、平成19年4月に第2期計画、平成24年4月に第3期計画、平成27年5月に第一種特定鳥獣保護計画を策定した。

今回、前計画に基づく対策の効果を検証するとともに、その後のモニタリング調査結果を基礎資料として、第一種特定鳥獣保護計画(第4期)を策定する。

5 クマをとりまく現状

(1) 生息状況

府内の推定生息数は、前期計画策定当初の推定で丹後個体群は約300頭、丹波個体群は約200頭であったのに対し、平成27年度の調査結果ではそれぞれ約720頭、約220頭と増加していることが明らかとなった。

表1 クマ類の個体数水準

個体数水準1 (危機的領域個体群)	個体数(成獣、以下同じ)100頭以下、または分布面積が極めて狭い(例えば<1,000km ²)地域個体群
個体数水準2 (絶滅危惧地域個体群)	個体数が100~400頭程度で、現状を放置すると水準1の危機的領域個体群に移行するおそれのある地域個体群
個体数水準3 (危急地域個体群)	個体数が400~800頭程度で、現状を放置すると水準2の絶滅危惧地域個体群に移行するおそれのある地域個体群
個体数水準4 (安定存続地域個体群)	個体数が800頭以上で、絶滅のおそれは当面ない個体群(しかし乱獲や不適切な管理によっては水準3の危急地域個体群に移行するおそれのある地域個体群)

特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編) 環境省2010年3月発行より

ア 丹後個体群(由良川より西側)

丹後個体群は、隣接する東中国地域個体群と近畿北部地域個体群との連続性を保つ要となる個体群であるが、由良川が連続性を阻害する大きな要因となっている。前期計画より推定頭数は増加し保護施策の成果が見られる一方で、目撃件数と捕獲件数も増加していることから、兵庫県とも連携し、人とクマとの軋轢を減少させることが重要な課題である。

イ 丹波個体群(由良川より東側)

丹波個体群は、滋賀県から福井県の嶺南地方に広がる北近畿東部個体群の一部に属している。東日本の個体群との連続性から見て、現時点では個体群の隔離による遺伝的劣化などを原因とした地域的な絶滅のおそれは低いと思われるが、前期計画期間に推定頭数はわずかな増加にとどまっている。一方、前期計画以前と比べて目撃情報のあった地点が増加していること(図2)、目撃件数と捕獲件数は減少しておらず、クマ剥ぎ被害への対応も必要なことから、関係する福井県・滋賀県とも連携し、個体数の安定的な維持と人とクマとの軋轢の減少とのバランスをとることが重要な課題である。

(2) 生息環境

京都府の面積は4,613km²であり、うち森林面積は3,428km²で京都府の74%を占める。この森林の大半が民有林であり、樹種別の面積割合は針葉樹56.9%、広葉樹40.0%、その他(竹林、伐採跡地等)3.1%となっている。クマの生息環境としては、食物資源である堅果類などの実をつける広葉樹林が重要なため、広葉樹林の保全や復元が重要な課題である。また、ナラ枯れ(ブナ科樹木萎凋病)や森林の下層植生の衰退(ニホンジカによる食害等)などによる食物資源の不足が懸念される。

(3) 出没状況

平成15年からクマの目撃情報を収集しており、平成19年には京都府・市町村共同統合型地理情報システムにより、目撃情報の速やかな発信を行っている。

平成23年までは、目撃情報の多い年と少ない年が隔年で見られたが、平成25年からは常に目撃情報が多く毎年1,000件を超えており、特に丹後个体群で目撃情報が多く毎年850件を超えている。また、近年では春から夏にかけての目撃件数が増加する傾向にあるなど、これまでとは異なる傾向を示している。

(4) 捕獲状況

狩猟及び被害防止のための捕獲による総捕獲数は、昭和48、49年以降緩やかに減少し、平成14年度に狩猟捕獲を禁止して以降激減していたが、近年増加傾向にある(図3)。

【補足】第12次鳥獣保護管理事業計画における表記変更に伴い、これまで「有害捕獲」と表記していたものを「被害防止捕獲」として統一

ア 被害防止捕獲

平成24～27年度の捕獲頭数は、丹後个体群で105頭、丹波个体群で7頭と、丹後个体群で多くなっている。また、平成25年12月からは、それまで初回の捕獲個体は原則放獣していたものを、目撃件数の急激な増加等を受け、生活被害や人身被害を防止するため、集落徘徊個体については捕殺上限数の範囲内であれば初回であっても原則捕殺を行っている。

イ 錯誤捕獲

近年のイノシシやシカの個体数管理強化による捕獲頭数の増加に伴い、クマの錯誤捕獲も増加しており、地域の理解と協力を得て捕獲個体の原則放獣を行っている。平成24～27年度までの錯誤捕獲頭数は、丹後个体群で152頭、丹波个体群で43頭と、丹後个体群で多くなっている。

また、人家近くでの錯誤捕獲個体の取り扱いについては、近年の目撃情報の急激な増加を受け、地域住民の理解を得ることが難しい状況にある。

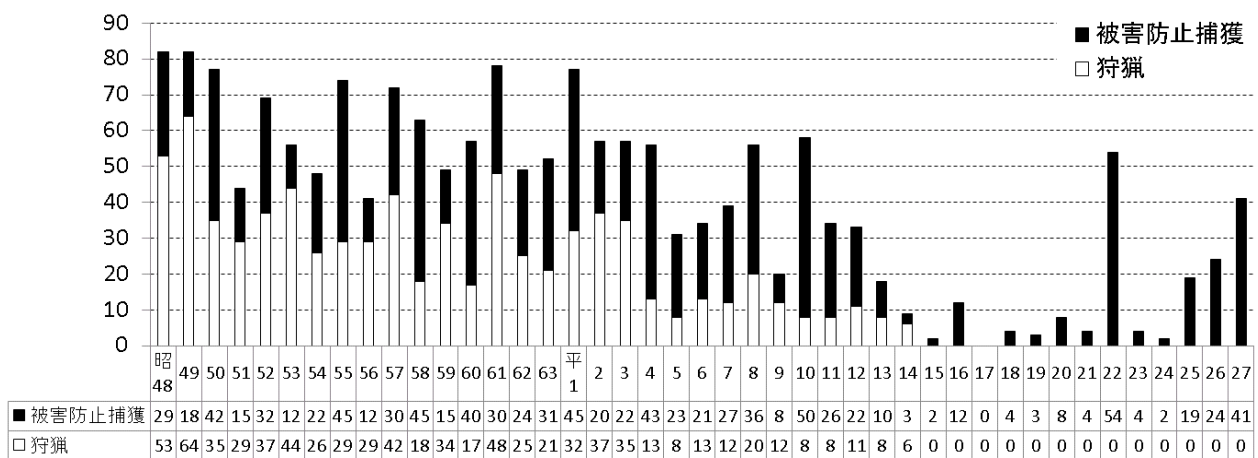


図3 クマの捕獲数(捕殺数)の推移

(5) 被害状況

クマによる被害については、人身被害の発生が大きな問題となっている。現在までに府内での死亡事故は発生していないが、負傷事故は平成17～28年度に17件が発生し、うち平成24～28年度まで5年間で6件の発生となっている。近年では、平成27年にクマの錯誤捕獲時の放獣作業において放獣個体に襲われる事例も1件発生している。また、近年ではイノシシ等の巻狩中に捕獲従事者を襲う事例や、捕獲檻に捕獲された動物をクマが襲う事例等も報告されていることから、クマが人家周辺へ出沒することによる不安や、人身被害を回避するために日常生活が制限されるなどの精神的被害は年々増大している。これらの精神的被害は被害量として評価することが困難であるが、最大限考慮すべき重要な課題である。

農林業被害について、面積は平成7年度をピークに、金額は11年度をピークに減少している。被害内容は、丹後個体群では果樹（なし、もも等）被害が多く、丹波個体群では林業被害（クマ剥ぎ被害）が多くなっている。このほか、両個体群で養蜂への被害も発生している。果樹被害についてはクマ用の電気柵による被害対策、林業被害ではテープ巻き等の被害対策を実施し、合わせて被害防止捕獲による捕殺を実施している。

6 これまでの取組みと評価

(1) これまでの取組み

平成14年度に京都府レッドデータブックにおいて絶滅寸前種に区分されてから、狩猟禁止などの保護施策を実施してきた。近年では、集落での目撃件数が増加し生活被害及び人身被害の発生により地域住民の精神的不安が増大していることから、平成25年12月より被害防止捕獲では原則捕殺とするなどの被害対策をあわせて実施してきた。防除対策については、集落へのクマの出沒の防止対策として誘因物となる果実の早期の収穫の実施、トタン巻きや電気柵の設置等を進めてきた。

(2) 評価

狩猟禁止等の保護施策の結果、丹後個体群は推定生息数が2倍、丹波個体群は微増となり、分布域も拡大するなど一定の成果が得られた。一方で、クマの人家周辺への出沒等の増加に伴い人とクマとの軋轢が増大し、被害防止捕獲頭数が増加している。農作物被害額は減少しているものの、人家周辺の果樹などに執着する個体も確認されることから、人身被害を未然に防止するため、誘因物の除去などの防除対策や適正な被害防止捕獲を進める必要がある。

7 保護の目標

人身被害の未然防止及び地域住民の精神的不安の軽減を優先し、農林業被害の軽減とともに、個体群の安定的維持を図る。このため、毎年実施するモニタリングの結果を踏まえ、捕殺上限頭数及び狩猟による管理の実施等を検討して本計画に基づく実施計画を年度別に策定し、年度毎の状況に応じた管理を実施する。

8 保護の目標を達成するための基本的な考え方

誘因物の除去や電気柵の設置等の被害防除対策を推進するとともに、個体群毎に総捕獲数管理を行う。総捕獲数管理とは、個体数水準に対応した年間の総捕獲数（狩

猟、被害防止捕獲及び個体数調整捕獲による捕殺数)の上限を設定し、その捕殺上限数までの捕獲を可能とするものである。

9 保護の目標を達成するための方策

(1) 個体数管理

農作物被害、人身被害及び生活被害に対しては、防除対策と併せて被害防止捕獲を実施する。

また、人身被害や集落への出没等を考慮し、人家、学校などの公共施設周辺等で被害が予測される場合には予察捕獲※を可能とする。

※予察捕獲：人家周辺での被害が予測される場合、事前に捕獲許可を認めること

ア 捕殺上限数の設定

環境省ガイドラインの個体数水準と捕獲上限数を参考に、年間の捕殺上限数を設定し(表3)、その範囲内において総捕獲数管理を実施する。

捕殺上限数は、人身被害や目撃情報の増加、錯誤捕獲等の状況を考慮し、両個体群とも捕殺上限数の水準を1段階引き上げ、丹後個体群は12%、丹波個体群は8%とする。また、平成27年度の推定生息数による捕殺上限数は、丹後個体群で86頭、丹波個体群で17頭となる。なお、年度毎の捕殺上限数はクマの生息状況の変化を考慮し年度別の実施計画において設定するほか、以下のとおりとする。

- ①当該年度の年間捕殺数が捕殺上限数を下回った場合、その下回った頭数分のみを翌年度に限り持ち越すことができる。
- ②当該年度内に捕殺上限数(前年度の持ち越し分を含む)を超えると予想される場合は、緊急に専門家の意見を聴取し、被害対策の強化や捕殺上限数等を検討する。
- ③自然死、事故死及び放獣した個体は捕殺上限数に含めないが、錯誤捕獲等により捕獲されて手負いとなった個体の捕殺は捕殺上限数に含める。
- ④広域振興局等が捕獲許可をする場合は、捕殺上限数内であることを農村振興課に確認の上、許可する。

イ 狩猟

本府ではクマが京都府レッドデータブックで絶滅寸前種に指定されていることからクマの狩猟を禁止している。このため、個体数水準4(推定生息数が800頭以上)に該当することが確認された場合には、京都府レッドデータブックの改訂時における絶滅寸前種などの区分の変更及び狩猟化による管理を検討する。

(2) 生息環境管理と被害防除

比較的奥山の森林は、クマの本来の生息地として個体群の安定的な維持を図るため、森林所有者の協力の下に強度間伐による下層植生の回復、針広混交林化や広葉樹植栽などにより、クマが安定的に生活できる場の確保に努める。その他の場所では、特に人の生活域にあっては人の安全を何よりも優先させ、クマと人との軋轢を回避するため、年度別の実施計画で定める各種対応マニュアルを参考に適切な被害防除対策を講じる。

(3) 錯誤捕獲の防止

近年のイノシシやシカの個体数管理強化による捕獲頭数の増加に伴い、クマの錯誤捕獲も増加していることから、錯誤捕獲防止の指導及び普及啓発を徹底する。

放獣作業は、農村振興課が専門業者に委託し、わな設置者や猟友会、市町村等の関係者の協力を得て実施する。錯誤捕獲を防止するため、クマの足跡などの痕跡が発見された場所では、箱わなの扉を一時的に閉じるなどクマの錯誤捕獲の防止措置を講じる。また、錯誤捕獲の報告の遅れを防ぐためにも、毎日の見回り等のわなの管理を指導徹底する。

表3 捕殺上限数（本表の「捕獲数上限」は、本計画における「捕殺上限数」に相当する。）

個体数水準と捕獲上限の設定例

- 1) 個体数水準1：狩猟禁止とし、緊急避難的な捕獲も捕獲数を最小限にとどめるため、非捕殺的防除を推進する。総捕獲数は最大でも生息数の3%以下にとどめる。
- 2) 個体数水準2：水準1の危機的領域個体群と同様、狩猟を禁止する。本計画に基づく捕獲数は生息数の5%程度以下にとどめ、それ以上は非捕殺的防除（学習放獣）などで対応する。
- 3) 個体数水準3：制限した狩猟を認めてよいが、狩猟と本計画に基づく捕獲数をあわせた総捕獲数を生息数の8%程度以下にとどめる。
- 4) 個体数水準4：狩猟を認めてよいが、狩猟と本計画に基づく捕獲数をあわせた総捕獲数を生息数の12%程度以下にとどめる。
- 5) 里山特定個体：近年分布を里地里山に拡大したクマ類の農地や集落への出没防止のため、排除地域を設定する場合は、本来の生息地（コア生息地）の個体群に影響が及ばないよう、個体群の恒常的生息域と排除地域を設定し、分布域と生息数のモニタリングを行いつつ排除を進める。個体数水準3までは総捕獲数に含め、個体数水準4では特例として恒常的生息域の捕殺数割合上限12%に加え、排除地域における里山特定個体として3%を上乗せしてよい。

(4) 近隣府県との連携

府内に生息するクマの個体群のうち、丹後個体群は兵庫県、丹波個体群は福井県と滋賀県と連続して分布していることから、これらの県との連携強化を進めて各地域個体群の健全な維持を図る。

10 その他保護管理のために必要な事項

科学的・計画的な保護管理を進めるため、以下のモニタリングを実施し、得られた資料から生息数の推定等、生息動態を把握する。生息数の推定を含め、モニタリングの実施に当たっては、精度の向上に努める。

(1) モニタリング

- ア 捕獲情報調査：狩猟者等から回収したデータにより分布状況等を把握
- イ 生息密度指標調査：捕獲個体等から得られた試料の分析及び目撃情報等解析
- ウ 被害状況調査：農林家からの聞き取り等により被害量等を把握
- エ 生息環境調査：餌資源の豊凶状況を把握

(2) 普及啓発

クマの生態やクマとの急な遭遇を回避する方法等を周知し、人身被害防止対策を

啓発する。また、クマの問題を生息地域だけの問題とせず、関係機関等と連携を図り府民全体の問題として、普及啓発に取り組む。

(3) 計画の実施体制

生息及び被害状況や捕獲状況を適切に把握し、毎年のモニタリングにより本計画に基づいた年度別の事業実施計画を市町村と連携して作成する。また、計画の効果やモニタリングの結果については、その後の計画にフィードバックする体制を確立し、必要があれば本計画を見直す。

第一種特定鳥獣保護計画
ツキノワグマ

資料編

目 次

1	前期計画の概要	1
2	出没情報（目撃情報）	1
3	捕獲状況	3
4	被害状況	5
5	生息頭数	6

1 前期計画の概要

第2期に引き続き狩猟禁止などの保護施策により、丹後個体群は推定生息数が2倍、丹波個体群は微増と、一定の成果が得られた。一方、目撃件数が常に多い状況下にあること、推定頭数が増加していることから、市町によっては狩猟化を含めた管理強化が要望されている。このため、人身被害の未然防止及び地域住民の精神的不安を軽減することを最優先目標とし、平成25年12月より被害防止捕獲個体は原則捕殺とするなど、出没が増加している地域での適正な捕獲を実施した。

2 出没情報（目撃情報）

第2期までは、①隔年で多い、②秋に多い、③堅果類の凶作年に多い、傾向が見られたが、第3期では①連年多い（丹後個体群が顕著）（図1）、②4～8月が増加（図2）、③堅果類の豊作年にも多い（図3）、などこれまでと異なる傾向を示した。

目撃地点の近年の傾向として、山城地域を除く府全域ではほぼまんべんなく目撃されていることがあげられる。近年件数が多いのは、丹後個体群では京丹后市西部と与謝野町から宮津市にかけて、丹波個体群では綾部市西部となっており、平成27年度はその傾向がさらに進んだ。京都市を取り巻く山地部や、亀岡市西・南部の大阪府との府県境での出没が増加し、山城地域を除く丹波個体群の南縁部での分布拡大が示唆された。

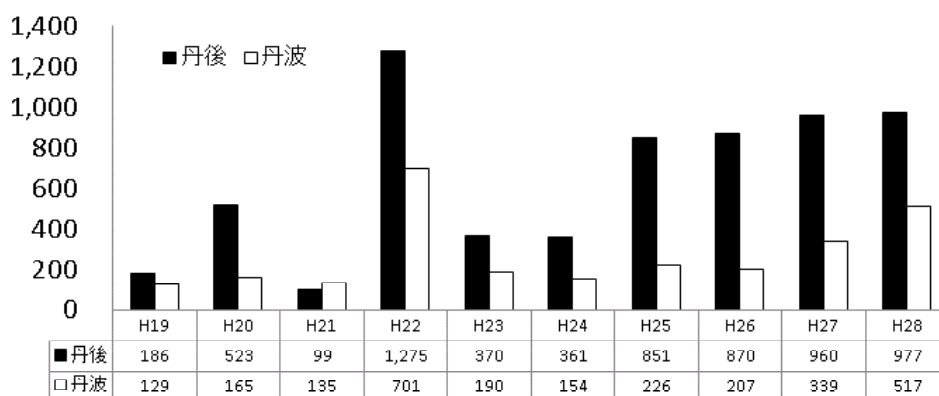


図1 個体群別の年間目撃件数

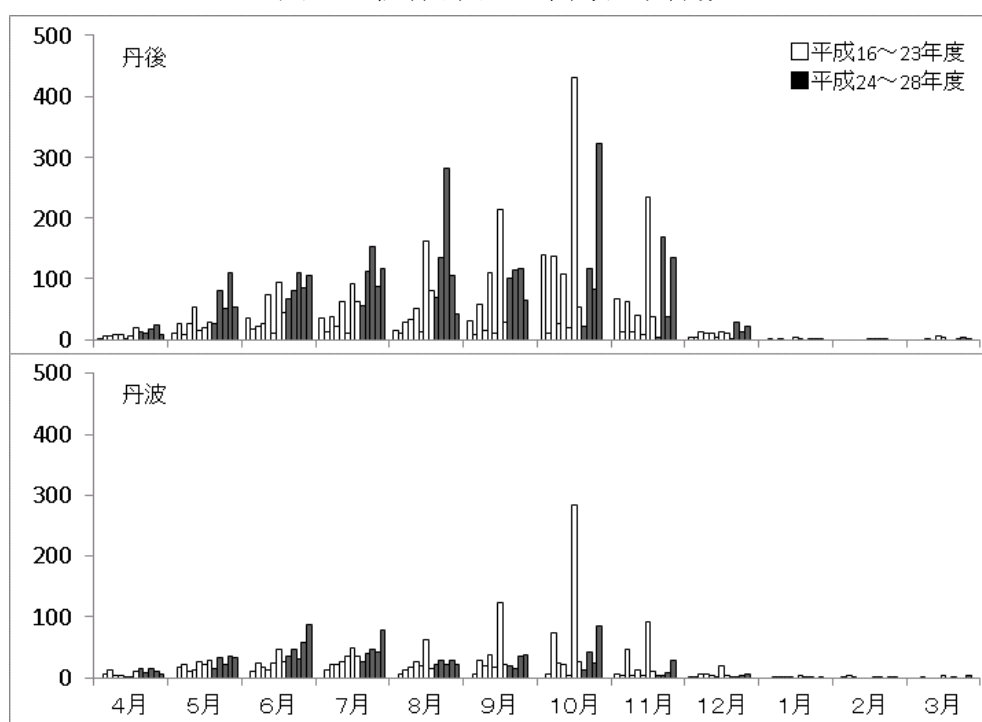


図2 個体群別の月別目撃件数

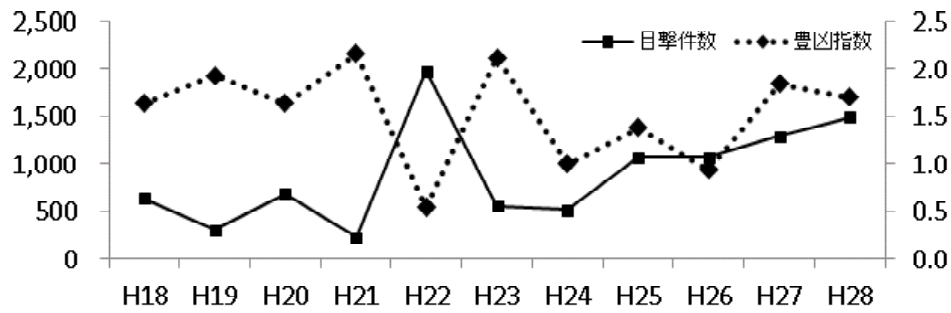


図3 目撃件数と堅果類の豊凶指数

表1 調査地別年度別の豊凶調査結果

フナ													
調査地No	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	地 域
1	並	凶	凶	凶	並	凶	並	凶	凶	凶	並	凶	丹波
2	並	凶	凶	凶	並	凶	並	凶	並	凶	並	凶	丹波
3	豊	凶	並	凶	豊	凶	並	凶	並	凶	並	凶	丹後
平均評点	シートトラップ法による判定				3.0	0.0	2.4	0.5	1.9	0.0	2.7	0.5	
イヌナ													
調査地No	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	地 域
1	豊	凶	凶	凶	凶	凶	豊	凶	凶	/	/	/	丹波
2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	凶	/	/	丹波
3	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	凶	並	丹波
平均評点	シートトラップ法による判定				0.7	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	
ミスナラ													
調査地No	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	地 域
1	並	凶	並	並	並	凶	凶	凶	並	凶	並	凶	丹波
4	並	凶	並	凶	並	凶	凶	凶	凶	凶	並	凶	丹波
6	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	丹波
7	並	凶	凶	凶	並	凶	凶	凶	凶	凶	並	凶	丹波
8	並	凶	並	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	並	凶	丹波
11	並	凶	凶	凶	並	凶	凶	凶	凶	凶	並	凶	丹波
12	並	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	凶	並	凶	丹波
13	豊	凶	豊	並	豊	凶	並	並	並	並	豊	並	丹後
15	並	凶	並	並	並	凶	凶	並	並	並	並	並	丹後
平均評点	2.2	0.9	1.4	0.7	2.0	0.6	0.8	1.4	1.2	1.4	2.5	1.2	
コナラ													
調査地No	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	地 域
3	/	凶	凶	豊	並	凶	並	並	並	並	並	並	丹波
4	/	並	並	並	並	凶	凶	並	並	並	並	並	丹波
6	/	並	並	凶	並	凶	凶	凶	凶	凶	並	凶	丹波
8	/	並	並	凶	並	凶	凶	並	並	凶	並	凶	丹波
10	/	凶	並	凶	並	凶	並	並	凶	凶	凶	凶	丹後
11	(並)	(凶)	(並)	(並)	並	凶	凶	凶	凶	凶	凶	並	丹波
12	/	凶	凶	凶	豊	凶	凶	並	凶	凶	凶	凶	丹波
15	(並)	(凶)	(豊)	(凶)	並	凶	凶	並	凶	凶	凶	凶	丹後
17	/	並	並	並	並	凶	凶	並	並	凶	並	並	丹後
18	/	/	/	/	/	/	/	/	並	並	並	凶	丹後
平均評点		1.4	1.5	1.7	2.1	0.8	1	1.7	1.4	1.4	1.8	1.7	
()はシートトラップ法による判定であり、平均評点計算には含まれない。													
クリ(シバグリ)													
調査地No	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	地 域
1	/	並	並	並	並	凶	凶	凶	並	並	並	並	丹波
2	/	並	並	並	並	凶	凶	凶	並	凶	並	並	丹波
3	/	並	並	並	豊	並	並	並	並	並	並	並	丹波
4	/	並	豊	並	豊	並	並	並	豊	並	並	並	丹後
5	/	/	/	/	/	/	/	/	並	並	並	並	丹後
6	/	/	/	/	/	/	/	/	並	並	並	並	丹後
平均評点		2.6	2.9	2.5	3.0	1.3	1.6	1.4	2.4	1.9	2.2	2.6	

表2 誘因物別の情報情報数（平成27年度）

カテゴリー	誘引物	情報件数
ハチミツ	養蜂	6
	ハチの巣	2
家畜外動物	シカ	7
主要果樹	カキ	394
	クリ	8
	ナシ	24
野菜	スイカ	11
	カボチャ	2
	ウリ	1
	その他	2
屋外保存物	干し柿	1
その他果樹	ビワ	2
	ブドウ	7
	モモ	4
	イチゴ	1
その他	ゴミ	3
	たけのこ	1
	魚	2
	木の実	1
	塗料	1
計		480

目撃情報から得られた、クマの誘因物として最も報告が多かったのは主要果樹で、その中でも、特にカキは誘因物の中で特に目撃情報が多く、府内では最大の誘因物の一つである。

近年の目撃情報の増加に伴い、集落へのクマの出没の防止対策として、誘因物の除去は大きな課題で、果実の早期の収穫や収穫しない果樹の伐採、トタン巻や電気柵による防除対策の実施が重要である。

さらに、近年ではワナによって捕獲されたシカが誘因物となる例も報告されている。

3 捕獲状況

第3期（平成24～28年度）は、被害防止捕獲183頭（丹後161頭、丹波22頭）、錯誤捕獲271頭（丹後205頭、丹波66頭）、合計454頭であった（表3、図4、図5）。そのうち捕殺は153頭（丹後133頭、丹波20頭）、放獣は288頭（丹後226頭、丹波62頭）であった。個体群別に見ると、丹後個体群では錯誤捕獲、放獣、捕殺において、丹波個体群では錯誤捕獲、放獣が前計画期間より増加していた。錯誤捕獲の増加は、シカ等の捕獲強化施策がとられていること、捕殺頭数の増加は今計画途中から被害防止捕獲個体を原則捕殺することとしたためと考えられる。

第3期では、平成22年度のような大量出没が無かったこと、推定頭数の増加により捕殺上限頭数が増えたことから、捕殺上限頭数を超えて捕殺した年は無かったが（図6）、錯誤捕獲件数は平成22年度より多くなっている。特に丹後個体群ではくくりわなによる件数が多い状況にある（図7）。

表3 個体群別の捕獲、放獣及び捕殺頭数

個体群	被害防止捕獲		錯誤捕獲		放獣		捕殺	
	H19～23	H24～28	H19～23	H24～28	H19～23	H24～28	H19～23	H24～28
丹後	125	161	83	205	155	226	46	133
丹波	40	22	43	66	52	62	25	20
総計	165	183	126	271	207	288	71	153

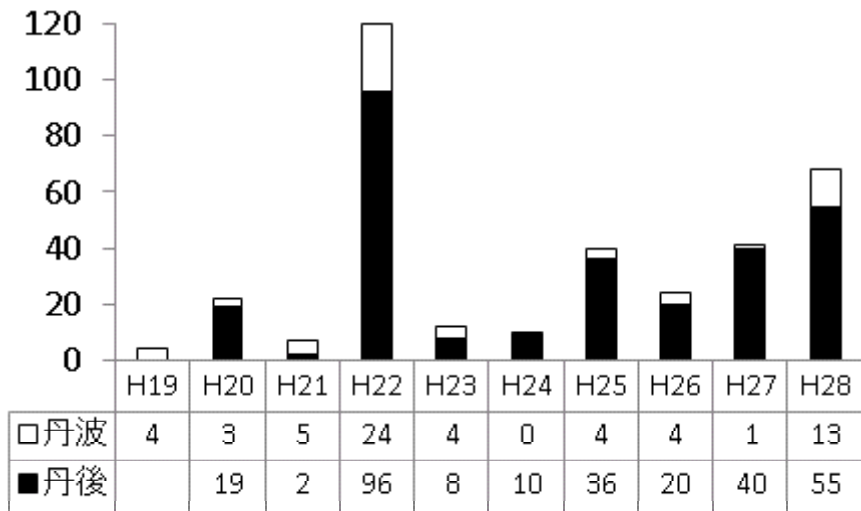


図4 個体群別の被害防止捕獲件数

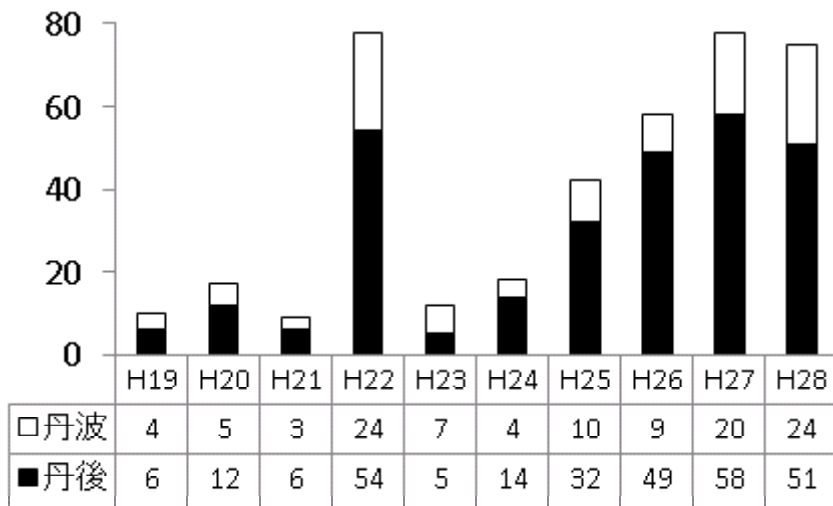


図5 個体群別の錯誤捕獲件数

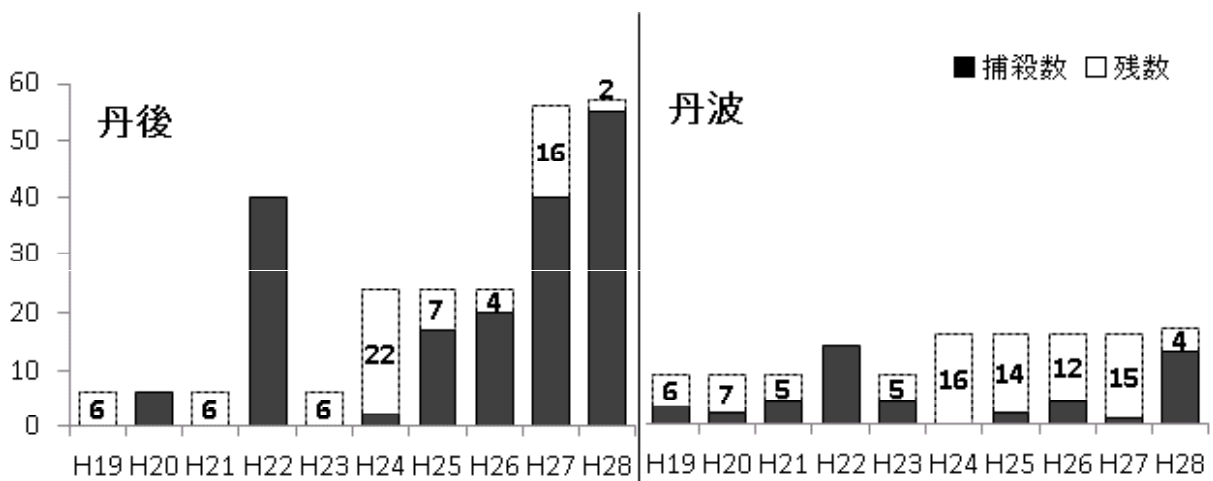


図6 個体群別の捕殺数と捕殺上限数までの残数

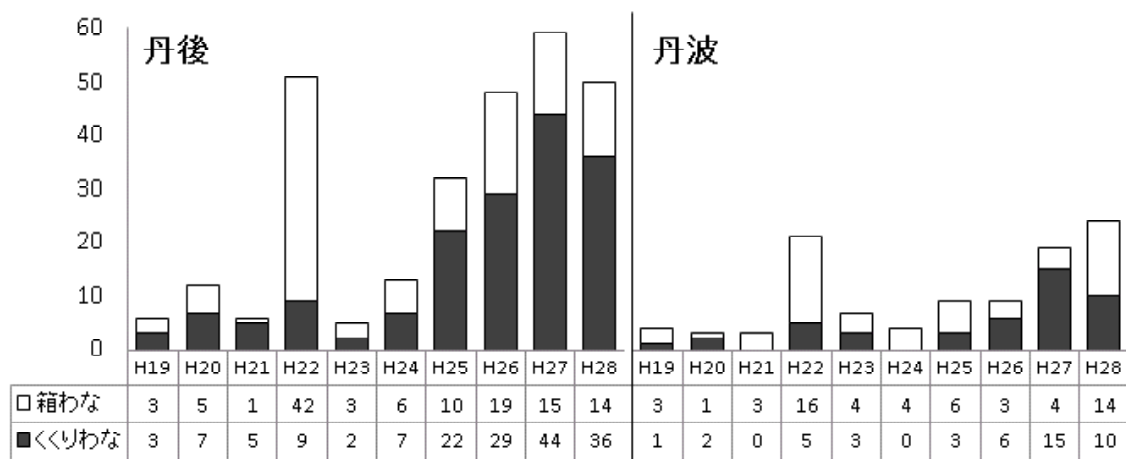


図7 個体群別、わな別の錯誤捕獲頭数

4 被害状況

農林業被害は、ピーク時に比較すれば大きく減少しており、第2期と比較しても金額、被害ともに減少傾向にある（図8）。被害の内容は、第2期と同様にクマ剥ぎ被害が最も多く、次に果樹被害が多くなっている（図9）。

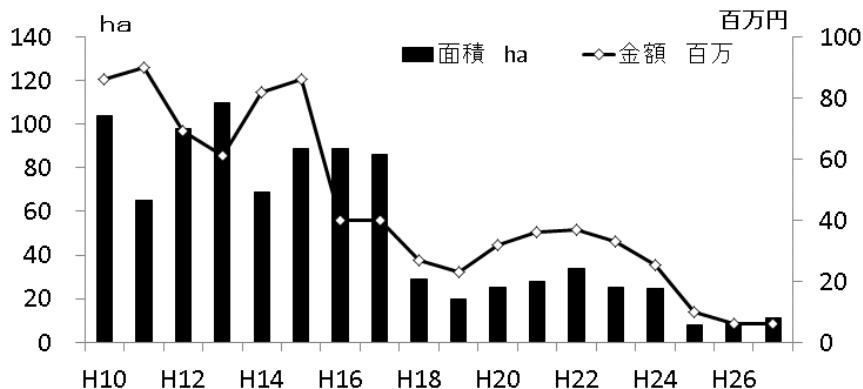


図8 農林被害の推移（面積、金額）

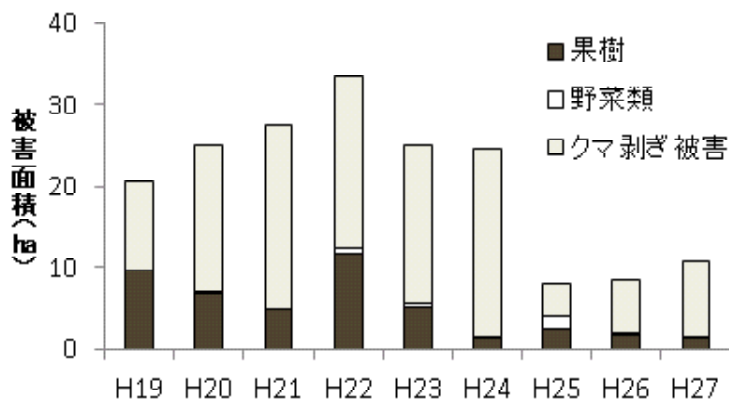


図9 作物別の被害面積

クマによる被害では、人身被害の発生が大きな問題となっている。現在までに府内での死亡事故は発生していないが、負傷事故は平成17～28年度で17件が発生している。第3期には、職務執行法により警察官がハンターに人家周辺でも駆除を命じることを可とする見解を示されたことから、普段から関係機関と協力体制を整えておく必要がある。

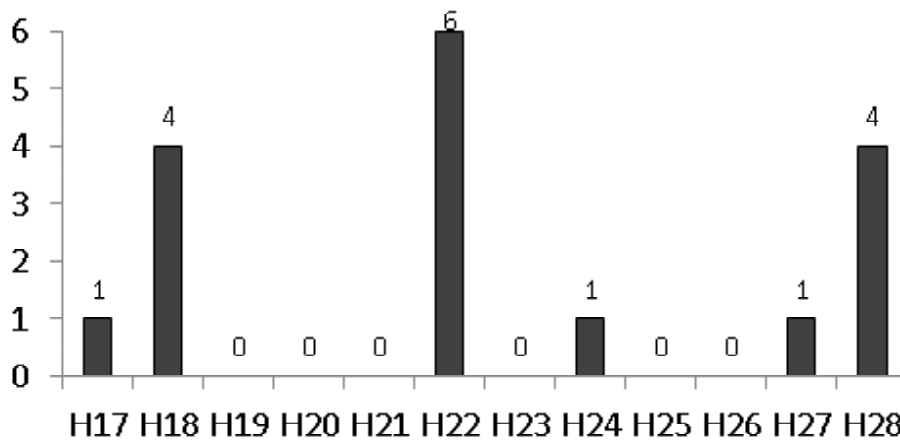


図10 人身事故件数

5 生息頭数

第3期の推定頭数は、丹後個体群では約720頭となり、第2期計画当初の約300頭と比較すると2倍以上の増加が見られ、絶滅の危険性は低下したといえる。丹波個体群では約220頭となり、第2期の約200頭と比較して微増にとどまり、ほぼ横ばい状態を維持している。

個体数の推定手法は、第2期にはヘアトラップ法と森林面積からの外挿による推定と捕獲個体からの標識再捕獲法による推定の2手法を用いたのに対し、第3期は前述の手法に加え階層ベイズ法による推定を用いた。現状では、これら各手法については、推定値の差が大きいことや、ヘアトラップ法については誘引して試料を採取する必要があり、設置する地域で理解を得ることが難しいなど種々の課題があることから、今後も引き続き適切な推定手法の検討が必要である。

表4 個体群毎の推定頭数の推移

	推定手法	23年度推定	27年度推定
丹後	ヘアトラップ法と森林面積からの外挿	154~350頭	698頭
	捕獲個体からの標識再捕獲法	276~343頭	513頭
	階層ベイズ法	-	938頭(中央値)
	計画上の推定数	約300頭	約720頭
丹波	ヘアトラップ法と森林面積からの外挿	82~185頭	220頭
	捕獲個体からの標識再捕獲法	147~303頭	90頭
	階層ベイズ法	-	335頭(中央値)
	計画上の推定数	約200頭	約220頭